

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社FOOD & LIFE COMPANIES
代表取締役社長 水 留 浩 一

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年12月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止のため、株主総会会場の席数を減らして開催させていただきます。株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行いますので、ご来場は極力控えいただき、インターネットライブ中継をご活用くださいますようお願い申し上げます。株主様からのご質問につきましては、後記のとおり事前に受け付けた上で、多くお寄せいただいたご質問については株主総会当日に回答させていただき、後日その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りするお土産は取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------------------|---|
| ①日 時 | 2021年12月23日（木曜日）午前10時 |
| ②場 所 | 大阪市北区中之島五丁目3番51号 大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階特別会議場 （会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。） |
| ③目 的 事 項 | 報告事項 1. 第7期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第7期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 |
| ④議決権行使等についてのご案内 | 2頁から3頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 |
| ⑤インターネット開示に関する事項 | 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、以下に記載の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。 |

以上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.food-and-life.co.jp/>）に掲載させていただきます。本株主総会における決議結果につきましては本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年12月22日(水曜日) 午後5時到着分まで

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取扱いたします。

【第1号議案、第3号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第2号議案】

- すべての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- すべての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

インターネット等で議決権を行使される場合

(1) パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度 QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

行使期限 2021年12月22日(水曜日) 午後5時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ③ インターネット等による議決権行使は、2021年12月22日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によつてはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル
【電話】 0120 (652) 031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、お取引の証券会社等あてにお問い合わせください。

インターネットライブ中継及び事前質問受付のご案内

株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ中継を行います。なお、ライブ中継上での決議へのご参加はできませんので、事前に議決権行使をお願いします。詳細は2頁から3頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

また、当社第7期定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から、事前のご質問、ご意見をお受けいたします。なお、ご質問、ご意見は、お1人様につき2つまでとさせていただきます。多くお寄せいただいたご質問、ご意見を中心に、後日、当社ウェブサイトでご紹介させていただく予定です。

当社ライブ中継及び事前質問受付サイト

<https://food-and-life.premium-yutaiclub.jp/>



ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力のうえご参加ください。

(2021年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。)

ライブ中継公開日時：2021年12月23日（木） 午前9時30分から株主総会終了時まで

事前質問受付期間：2021年12月6日（月）午前9時から12月16日（木）午後6時まで

<ライブ中継に関するお問い合わせ先>

0120（980）965（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝休日を除く）

- ①ご使用のパソコン環境やインターネット接続環境の状況等によりご視聴いただけない場合があります。
- ②ご視聴いただくための通信料金等は株主様のご負担となります。
- ③ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

| | |
|--------------------------|---|
| 配当財産の種類 | 金銭 |
| 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式1株につき 22.50円 配当総額 2,611,551,060円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2021年12月24日（金曜日） |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びにこれまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位、担当 | 属性 |
|-------|-------|-------------|----------|
| 1 | 水留浩一 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | 近藤章 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 3 | 高岡浩三 | 取締役 | 再任 社外 |
| 4 | 三宅峰三郎 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 5 | 蟹瀬令子 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 6 | 佐藤光紀 | 取締役 | 再任 社外 独立 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|---|--|-------------|
| 1 | みず とめ こう いち 水 留 浩 一 (1968年1月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> | 1991年4月 株式会社電通入社 1996年2月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 2000年4月 株式会社ローランド・ベルガー(日本法人)入社 2005年1月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)常務取締役 2010年12月 日本航空株式会社取締役副社長 2013年6月 株式会社ワールド取締役専務執行役員 2015年2月 株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長(現任) 2015年9月 Sushiro Korea, Inc.理事(現任) 2015年10月 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS代表取締役(現任) 2017年8月 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事(現任) 2019年1月 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director(現任) 2019年1月 Sushiro HongKong Limited 董事(現任) 2019年10月 株式会社あきんどスシロー取締役会長(現任) 2020年2月 Sushiro GH (Thailand) Ltd. Director(現任) 2020年12月 寿司郎(中国)投資有限公司董事(現任) 2021年2月 広州寿司郎餐飲有限公司董事(現任) 2021年4月 株式会社京樽取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役会長 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS代表取締役会長 Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director Sushiro HongKong Limited 董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd. Director 寿司郎(中国)投資有限公司董事 広州寿司郎餐飲有限公司董事 株式会社京樽取締役会長 | 121,644株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 2015年の当社取締役就任以来、グローバル・コンサルティングファームにおいて幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識を活かして、当社の代表取締役社長として、当社グループの国内外事業の発展に尽力していると判断し、引き続き、取締役候補者としました。 | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|---|---|-------------|
| 2 | <p data-bbox="269 591 465 632">近藤 章 (1945年2月2日生)</p> <p data-bbox="258 681 461 715">再任 社外</p> <p data-bbox="303 727 420 760">独立役員</p> | <p data-bbox="495 208 1161 934"> 1967年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1997年6月 同行常務取締役 1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケティング株式会社 代表取締役副社長 2000年5月 ソニー株式会社執行役員専務 2004年7月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マ ネジメント株式会社副会長 2009年6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株 式会社）取締役兼代表執行役社長兼CEO 2010年6月 同社取締役兼代表執行役会長兼CEO 2011年10月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社副会長 2012年4月 株式会社国際協力銀行社外取締役 2014年6月 カルビー株式会社社外監査役 2016年6月 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁 2018年11月 アルゴ・ホールディングス株式会社社外取締役 2018年11月 株式会社ディーカレット社外取締役 2018年12月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 株式会社Right Now取締役（現任） 2020年6月 Power One株式会社社外監査役 2020年6月 株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年9月 株式会社ポナックExecutive Advisor（現任） 2021年10月 IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・ア ドバイザー（現任） 2021年10月 アルゴ・ホールディングス株式会社Executive Advisor（現任） </p> <p data-bbox="495 938 1161 1123"> (重要な兼職の状況) 株式会社Right Now取締役 株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員） 株式会社ポナックExecutive Advisor IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー アルゴ・ホールディングス株式会社Executive Advisor </p> | 2,500株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | 長年にわたる複数の金融会社及び事業会社における経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。 | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--|--|-------------|
| 3 | <p data-bbox="243 198 476 604">ふり が な 氏 (生年月日)</p> <p data-bbox="243 604 476 695">たか おか こう ぞう 高岡 浩三 (1960年3月30日生)</p> <p data-bbox="243 695 476 733">再任 社外</p> | <p data-bbox="485 198 1161 1134"> 1983年4月 ネスレ日本株式会社入社 1986年1月 同社マーケティング本部ココア、ミルク&ニュートリション アシスタントブランドマネジャー 1988年1月 ネスレUSAネスカフェブランド アシスタント ブランドマネジャー 1989年4月 ネスレ日本株式会社ココア、ミルク&ニュートリション アシスタントブランドマネジャー 1991年3月 同社乳幼児栄養食品事業プロジェクトリーダー 1994年4月 同社ココア、ミルク&ニュートリション ビジ ネスユニットマネジャー 1999年10月 ネスレコンフェクショナリー株式会社プロジ ェクトディレクター 2001年4月 同社マーケティング本部長 2005年1月 同社代表取締役社長 2010年1月 ネスレ日本株式会社代表取締役副社長飲料事業本部長 2010年11月 同社代表取締役社長兼CEO 2010年11月 ネスレネスプレzzo株式会社代表取締役 2015年4月 ケイアンドカンパニー株式会社代表取締役 (現任) 2017年11月 早稲田大学ビジネススクールアドバイザー ボード (現任) 2019年8月 KTデジタル株式会社代表取締役 (現任) 2019年12月 当社社外取締役 (現任) 2020年4月 株式会社サイバーエージェント顧問 2020年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ケイアンドカンパニー株式会社代表取締役 早稲田大学ビジネススクールアドバイザーボード KTデジタル株式会社代表取締役 株式会社サイバーエージェント社外取締役 </p> | 0株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | 長年にわたる経営者としての豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績をもとに、当社グループのマーケティング戦略や持続的な企業価値向上に向けた助言及び業務執行に対する監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者としました。 | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--|---|-------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">ふ り が な 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">み やけ みねさぶろう 三 宅 峰 三 郎 (1952年7月22日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外 独立役員</p> | <p>1976年4月 キューピー株式会社入社 2003年2月 同社取締役 2010年2月 同社常務取締役 2011年2月 同社代表取締役社長 2011年2月 株式会社中島董商店取締役 2017年2月 キューピー株式会社相談役 2017年2月 株式会社中島董商店取締役会長（現任） 2017年4月 公益財団法人キューピーみらいたまご財団理事長 2017年12月 富士製菓工業株式会社社外取締役（現任） 2018年6月 亀田製菓株式会社社外取締役（現任） 2018年6月 株式会社オートバックスセブン社外取締役 2019年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査 2020年12月 当社社外取締役（現任） 2021年10月 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社中島董商店取締役会長 富士製菓工業株式会社社外取締役 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社オートバックスセブン社外取締役（監査等委員） 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員</p> | 0株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | 長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。 | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|---|---|-------------|
| 5 | <p data-bbox="273 117 446 187">ふりがな 氏名 (生年月日)</p> <p data-bbox="243 500 474 579">かにせれいこ 蟹瀬令子 (1951年7月14日生)</p> <p data-bbox="258 598 459 628">再任 社外</p> <p data-bbox="299 641 418 671">独立役員</p> <p data-bbox="250 1010 470 1108">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> | <p data-bbox="492 208 1153 772"> 1975年4月 株式会社博報堂入社 1993年2月 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役（現任） 1999年6月 株式会社イオンフォレスト（ザ・ボディショップジャパン）代表取締役社長 2001年1月 日本小売業協会生活者委員会委員（現任） 2001年5月 一般社団法人日本ショッピングセンター協会理事（現任） 2004年5月 同協会情報委員会委員長（現任） 2007年2月 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役（現任） 2010年10月 昭和女子大学客員教授（現任） 2015年6月 東急株式会社社外取締役（現任） 2015年9月 内閣府消費者委員会委員 2020年12月 当社社外取締役（現任） 2021年6月 株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役（現任） </p> <p data-bbox="492 783 1127 954"> (重要な兼職の状況) 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役 東急株式会社社外取締役 株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役 </p> <p data-bbox="492 973 1153 1144"> 長年にわたる経営者としての経営実績と、リテール事業及びマーケティングに関する豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。 </p> | 0株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--|--|-------------|
| 6 | さとうこうき 佐藤光紀 (1975年3月11日生) 再任 社外 独立役員 | 1997年4月 株式会社セプテーニ・ホールディングス入社 2001年7月 同社取締役インターネット事業本部長 2003年10月 同社CMO常務取締役 2004年12月 同社COO専務取締役 2007年10月 同社専務取締役 2009年12月 同社代表取締役(現任)社長 2017年1月 同社グループ社長執行役員(現任) 2019年1月 株式会社電通執行役員 2020年12月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役グループ 社長執行役員 | 0株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | 長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き、社外取締役候補者となりました。 | |

- (注) 1. 各候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有するものは次のとおりであります。
- 高岡浩三氏は、KTデジタル株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間でアドバイザリー契約を締結しております。
- 蟹瀬令子氏は、東急株式会社の社外取締役に兼務し、当社の子会社である株式会社あきんどスシロー及び株式会社京樽は、同社との間に店舗の賃貸借に関する取引がありますが、直前事業年度における東急グループの売上高及び当社グループの売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 近藤章氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年となります。
 4. 高岡浩三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
 5. 三宅峰三郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
 6. 蟹瀬令子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。

7. 佐藤光紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
8. 当社は、近藤章氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。本議案が原案通り承認可決された場合、各氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
9. 当社は、近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。なお、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役会は、当社が必要とする豊富な知識、深い知見、高度な専門性を有する人材で構成することを方針としております。

本議案が原案通り承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

| 地位 | 氏名 | 社外 | 企業経営 | 財務・ 会計 | マーケ ィング・ 営業 | グローバル | リスクマ ネジメン ト・法務 | サスティ ナビリテ ィ・ESG |
|----------------|--------|----|------|-----------|-------------------|-------|----------------------|-----------------------|
| 取締役 | 水留浩一 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | 近藤章* | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | 高岡浩三 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 三宅峰三郎* | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | 蟹瀬令子* | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| | 佐藤光紀* | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| 取締役 (監査等委員) | 納塚善宏* | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| | 市毛由美子* | ○ | | | | ○ | ○ | |
| | 平真美* | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |

企業経営経験のほか、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに○印をつけています。

独立役員については、名前の横に*印をつけています。

第3号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2019年12月19日開催の当社第5期定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役は年額50百万円以内）とご承認いただき、現在に至っております。その後のコーポレートガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化（社外取締役の増員）など、諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額の総額（年額400百万円以内）は変更せずに、社外取締役の報酬額のみを年額50百万円以内から年額100百万円以内に改定させていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の諮問機関である指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は現行どおりの6名（うち社外取締役5名）となります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度より続く新型コロナウイルス感染症拡大によって、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が断続的に継続する等により、個人消費に大きな影響を及ぼしました。現時点ではワクチン接種の普及により新規感染者数は減少傾向にあるものの、景気回復の兆しについては不透明な状況にあります。

外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、消費マインドが回復するには相応に時間を要する状況にあり、かつテイクアウトやデリバリーの利用が増加するなど、外食業界をとりまく環境が大きく変化している状況です。

このような状況の中、当社グループでは、「変えよう、毎日の美味しさを。広めよう、世界に喜びを。」をVISIONとして、日々の食を美味しくすることで、お客様の生活や人生までゆたかにしたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

また2021年4月1日に、テイクアウト寿司「京樽」ブランドを展開する株式会社京樽の株式を取得（完全子会社化）し、コロナ禍～アフターコロナにおける消費者行動の変化への対応を図っております。

また、業態別店舗数は以下のとおりであります。

[当社グループ業態別店舗数]

| 業態名 | 前連結会計年度末 | 出店実績 | 閉店実績 | 当連結会計年度末 |
|------------------------|----------|---------|-------|----------|
| 国内：スシローブランド（テイクアウト専門店） | 559（－） | 52（15） | 1 | 610（15） |
| 国内：杉玉ブランド（FC） | 25（3） | 18（5） | 4（2） | 39（6） |
| 国内：京樽ブランド | － | 154 | － | 154（－） |
| 国内：海鮮三崎港・三崎丸ブランド | － | 108 | 2 | 106（－） |
| 国内：その他ブランド | 2（－） | 32 | 5 | 29（－） |
| 国内合計 | 586（3） | 364（20） | 12（2） | 938（21） |
| 海外：スシローブランド（テイクアウト専門店） | 38（－） | 22（1） | 1 | 59（1） |
| 海外：その他ブランド | － | 2 | － | 2（－） |
| 海外合計 | 38（－） | 24（1） | 1 | 61（1） |
| 国内外合計 | 624（3） | 388（21） | 13（2） | 999（22） |

（ ）内はテイクアウト専門店・FCの店舗数

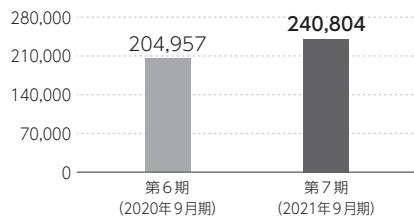
（注）出店実績には企業結合による増加を含んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益240,804百万円（前連結会計年度比17.5%増）、営業利益22,901百万円（前連結会計年度比89.9%増）、税引前利益21,584百万円（前連結会計年度比104.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益13,185百万円（前連結会計年度比104.2%増）となりました。

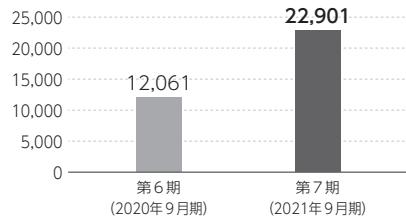
また、調整後当期利益は13,120百万円（前連結会計年度比104.3%増）となりました。

（注）調整後当期利益＝当期利益＋その他

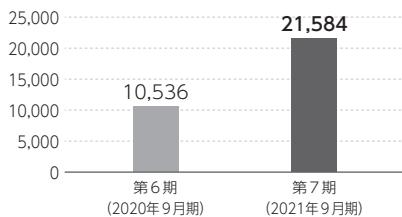
売上収益 (単位：百万円)



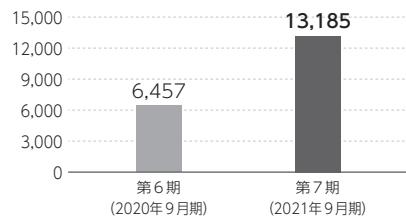
営業利益 (単位：百万円)



税引前利益 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は15,101百万円であり、その主なものは新規出店、既存店の改装及び省人化投資などによるものであります。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

(1)借入金

当連結会計年中に、既存借入金のリファイナンスを目的として、複数金融機関より長期借入金35,000百万円の資金調達を行いました。

また、今後の当社グループの事業展開における資金需要に対して安定的かつ機動的な資金調達体制を構築することを目的として、取引銀行1行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントラインの金額（極度額）は20,000百万円で、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(2)社債

当社グループでは、当連結会計年度において、以下のとおり社債発行を行い、総額20,000百万円の資金調達を行いました。

| 発行日 | 会社名 | 内容 | 発行額 |
|-------------|---------------------------|----------|-----------|
| 2020年11月27日 | 株式会社FOOD & LIFE COMPANIES | 第3回無担保社債 | 20,000百万円 |

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2021年4月1日付で株式会社京樽の全株式を取得し、完全子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 4 期 (2018年 9月期) | 第 5 期 (2019年 9月期) | 第 6 期 (2020年 9月期) | 第 7 期 (2021年 9月期) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 売 上 収 益 (百万円) | 174,883 | 199,088 | 204,957 | 240,804 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 11,718 | 14,546 | 12,061 | 22,901 |
| 税 引 前 利 益 (百万円) | 11,508 | 14,363 | 10,536 | 21,584 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円) | 7,991 | 9,959 | 6,457 | 13,185 |
| 基本的 1 株当たり当期利益 (円) | 69.23 | 85.81 | 55.64 | 113.61 |
| 資 産 合 計 (百万円) | 132,062 | 136,349 | 237,265 | 296,001 |
| 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) | 40,835 | 47,367 | 50,908 | 63,569 |
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円) | 359.00 | 407.63 | 436.63 | 542.88 |

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 名 称 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 (%) | 主要な事業の内容 |
|--------------------------------|--------------|-----------------|----------|
| 株式会社 あきんどスシロー | 100百万円 | 100.0 | すし事業 |
| 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS | 10百万円 | 100.0 | すし事業 |
| 株 式 会 社 京 樽 | 10百万円 | 100.0 | すし事業 |
| Sushiro Korea, Inc. | 28,460百万ウォン | 100.0 | すし事業 |
| Sushiro Taiwan Co., Ltd. | 1,244百万台湾ドル | 100.0 | すし事業 |
| Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. | 31百万シンガポールドル | 100.0 | すし事業 |
| Sushiro HongKong Limited | 152百万香港ドル | 100.0 | すし事業 |
| Sushiro GH (Thailand) Ltd. | 16百万タイバーツ | 49.0 | すし事業 |
| 寿 司 郎 (中 国) 投 資 有 限 公 司 | 65百万中国元 | 100.0 | 投資事業 |
| 広 州 寿 司 郎 餐 飲 有 限 公 司 | 57百万中国元 | 100.0 | すし事業 |

(注) 1. 株式会社Sharetea Japanは当連結会計年度で清算いたしました。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称 | 株式会社あきんどスシロー |
| 特定完全子会社の住所 | 大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 33,891百万円 |
| 当社の総資産額 | 104,023百万円 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「変えよう、毎日の美味しさを。広めよう、世界に喜びを。」というVISIONの下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、国内のみならず海外も含めたお客様に、一層喜ばれ必要とされる店舗づくりのため、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

① 国内スシロー業態の拡大継続

イ. 新規出店

当社グループは、回転寿司「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に出店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、ロードサイドに加え出店余地の大きい都市部への出店もより本格化してまいります。さらに、駅中・駅前ビルにおけるテイクアウト専門店「スシローToGo」など、お客様のニーズに合わせた多様なエリアで「スシロー」を展開することで、国内新規出店の拡大を継続いたします。

ロ. 既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

(i) 来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ利用など、利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等による顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

(ii) 定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

(iii) 顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニュー、デリバリー、自動土産ロッカーの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応をさらに推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで、高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

(iv) コストの最適化

中長期的に原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、食材調達にあたって本社一括調達によるスケールメリットを図る、取引先様との協力体制・長期的な関係構築を図るなどして調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。また、人件費については、機材による自動化を含む店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上等により、人件費の最適化に取り組んでまいります。

② 「スシロー」以外の事業展開強化

当社グループはスシロー業態を中心とするすし事業において成長を続けておりますが、当社グループが培ってきた調達力、オペレーション力はスシロー業態以外の飲食事業においても事業創出機会を生み出せるものであります。国内における新しい成長軸として持ち帰り寿司・回転寿司を運営する「京樽」の買収、新規に開発した寿司居酒屋である「杉玉」を始めとした、「スシロー」以外での事業展開の強化を積極的に図ってまいります。

③ 海外事業展開の本格化

当社グループは、韓国、台湾、シンガポール、香港、タイ、中国大陸に店舗を展開しており、海外事業の拡大は今後当社グループの重要な成長要素であります。スシローの「うまいすし」をより一層海外に広げていくために海外事業展開を本格化させ、東アジア、東南アジア、北米等を始めとする市場規模・成長性のある市場に対して事業拡大の機会を積極的に図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社13社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、「変えよう、毎日の美味しさを。広めよう、世界に喜びを。」をVISIONとして、国内では「スシロー」「杉玉」「京樽」「海鮮三崎港・三崎丸」ブランドにて主に直営方式による回転すし店等を中心に展開し、海外では韓国、台湾、シンガポール、香港、タイ、中国大陸で直営方式による回転すし店を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年9月30日現在)

① 当社

| | | |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 大阪府吹田市 |
|---|---|--------|

② 子会社

| | | |
|--------------------------------|----|------------------------------|
| 株式会社あきんどスシロー | 本社 | 大阪府吹田市 |
| | 店舗 | 東日本エリア 344店舗 西日本エリア 266店舗 |
| 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS | 本社 | 東京都千代田区 |
| | 店舗 | 41店舗 |
| 株式会社京樽 | 本社 | 東京都中央区 |
| | 店舗 | 289店舗 |
| Sushiro Korea, Inc. | 本社 | 韓国ソウル市 |
| | 店舗 | 9店舗 |
| Sushiro Taiwan Co., Ltd. | 本社 | 台湾台北市 |
| | 店舗 | 26店舗 |
| Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. | 本社 | シンガポール |
| | 店舗 | 9店舗 |
| Sushiro HongKong Limited | 本社 | 中国香港 |
| | 店舗 | 11店舗 |
| Sushiro GH (Thailand) Ltd. | 本社 | タイバンコク |
| | 店舗 | 3店舗 |
| 広州寿司郎餐飲有限公司 | 本社 | 中国広東省広州市 |
| | 店舗 | 1店舗 |

(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|------------------|-------------------|
| すし事業 | 4,577 (21,035) 名 | 1,714名増 (2,178名増) |

- (注) 1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて1,714名増加しておりますが、主として株式会社京樽の買収及び前連結会計年度の使用人数がコロナウイルスの影響で減少していたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 214 (14) 名 | 24名増 (1名増) | 41.1歳 | 2.8年 |

- (注) 1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 11,273 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,450 |
| 株式会社三井住友銀行 | 10,333 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 939 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日に、商号を株式会社FOOD & LIFE COMPANIESに変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 436,000,000株
- ② 発行済株式の総数 116,069,184株 (自己株式248株を含む)
- ③ 株主数 47,521名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|--|-------------|---------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 14,870,600 | 12.81 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 6,639,863 | 5.72 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 5,039,897 | 4.34 |
| JOHN HANCOCK FUNDS III INTERNATIONAL GROWTH FUND | 4,909,300 | 4.22 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 4,769,900 | 4.10 |
| 全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 3,744,400 | 3.22 |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 3,726,000 | 3.21 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB | 2,381,870 | 2.05 |
| B N Y M T R E A T Y D T T 1 5 | 2,167,010 | 1.86 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 | 1,991,500 | 1.71 |

(注) 持株比率は自己株式 (248株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

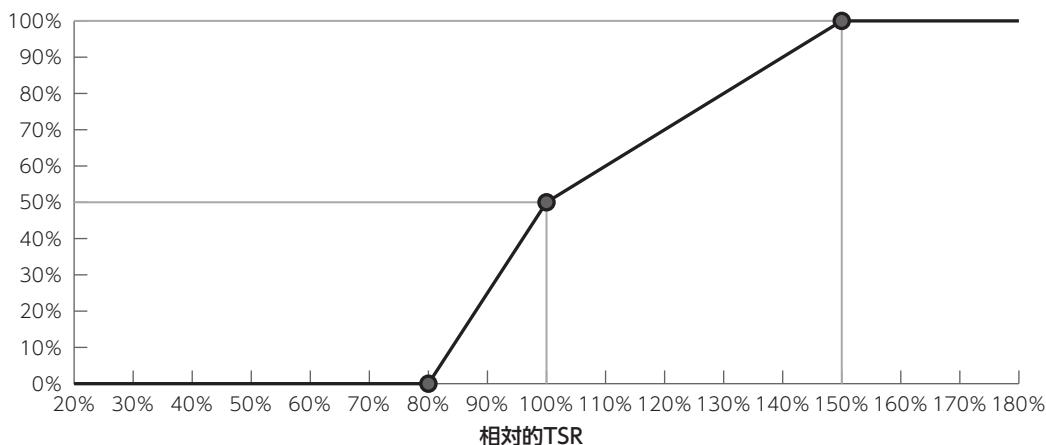
| 名称 | 第14回 新株予約権 | 第15回 新株予約権 | 第16回 新株予約権 | 第18回 新株予約権 |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| 発行決議日 | 2018年1月18日 | 2018年12月20日 | 2019年12月19日 | 2020年12月24日 |
| 新株予約権の数 (個) | 342 | 279 | 377 | 430 |
| 新株予約権の 目的となる株式 の種類と数 | 普通株式136,800株 (新株予約権1個 につき400株) | 普通株式111,600株 (新株予約権1個 につき400株) | 普通株式150,800株 (新株予約権1個 につき400株) | 普通株式172,000株 (新株予約権1個 につき400株) |
| 新株予約権の払込金額 | (注) 1 | | | |
| 新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 | 普通株式1株 1円 当たり | 普通株式1株 1円 当たり | 普通株式1株 1円 当たり | 普通株式1株 1円 当たり |
| 権利行使期間 | 自2018年2月3日 至2058年2月2日 | 自2019年1月5日 至2059年1月4日 | 自2020年1月7日 至2060年1月6日 | 自2021年1月9日 至2061年1月8日 |
| 行使の条件 | (注) 2 | | | |
| 取締役の 保有状況 (監査等委員 を除く) | 新株予約権の数 151個 目的となる株式数 60,400株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 121個 目的となる株式数 48,400株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 137個 目的となる株式数 54,800株 保有者数 1名 | 新株予約権の数 150個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名 |

- (注) 1. 第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第18回新株予約権（以下合わせて「本新株予約権」といいます。）の払込金額は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される本新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、当社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役及び執行役員として本新株予約権の割当てを受ける者に対しては、当社子会社より本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給した上で、当社が当該金銭報酬請求権を債務引受し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺することとします。
2. 第14回新株予約権、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第18回新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、それぞれの行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。
- (2) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的

TSR（本新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの絶対的TSR（割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に、割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算し、本新株予約権の割当日の属する月の各日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）をTOPIX成長率（割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日の東証株価指数（以下「TOPIX」といいます。）の終値平均値を、本新株予約権の割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値で除して算定した値をいいます。）で除して算定した値）に応じて下記のグラフに基づき算出される権利確定率を乗じて得られる数とします。なお、この計算において終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

ただし、本新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%～27.66%（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

権利確定率



- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行行使することはできません。
 - (5) 1個の本新株予約権の一部を行行使することはできません。
3. 社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。
 4. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況（監査等委員を除く）」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 名 称 | | 第 1 8 回 新 株 予 約 権 | 第 1 9 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|-----------------|---|---|
| 発 行 決 議 日 | | 2020年12月24日 | 2020年12月24日 |
| 新株予約権の数(個) | | 430 | 900 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 172,000株 (新株予約権1個につき400株) | 普通株式 90,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額(円) | | 上記(注)1と同じ。 | 0円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 普通株式1株当たり 1円 | 普通株式1株当たり 3,690円 |
| 権 利 行 使 期 間 | | 自 2021年1月9日 至 2061年1月8日 | 自 2022年12月25日 至 2030年12月24日 |
| 行 使 の 条 件 | | 上記(注)2と同じ。 | (注)1 |
| 使用人等への 交 付 状 況 | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 280個 目的となる株式数 112,000株 保有者数 10名 | 新株予約権の数 186個 目的となる株式数 18,600株 保有者数 112名 |
| | 子会社の役員 及び使用人 | 新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 — | 新株予約権の数 714個 目的となる株式数 71,400株 保有者数 623名 |

(注) 第19回新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者((ii)の場合においてはその相続人)は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (i) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー、株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS又はその他当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合(但し、定年退職その他正当な理由があると当社が認めた場合を除く。)
 - (ii) 本新株予約権者が死亡した場合
 - (iii) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、もしくは自らこれを申し立てた場合
 - (iv) 本新株予約権者が、不正行為、職務上の義務違反行為を行い若しくは職務に懈怠があり、又はその他当該者に適用される当社グループの社内規程に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当該会社の取締役会(海外の会社においては当該国の法律において取締役会に該当するかこれに準ずる機関)が判断した場合
- (2) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2021年9月30日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 | 水 留 浩 一 | 株式会社あきんどスシロー取締役会長 株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS代表取締役会長 Sushiro Korea, Inc.理事 Sushiro Taiwan Co., Ltd.董事 Sushiro GH Singapore Pte. Ltd. Director Sushiro HongKong Limited 董事 Sushiro GH (Thailand) Ltd. Director 寿司郎 (中国) 投資有限公司 董事 広州寿司郎餐飲有限公司 董事 株式会社京樽代表取締役会長 |
| 取 締 役 | 近 藤 章 | 株式会社Right Now取締役 株式会社Glocalist社外取締役 (監査等委員) 株式会社ポナックExecutive Advisor |
| 取 締 役 | 高 岡 浩 三 | ケイアンドカンパニー株式会社代表取締役 早稲田大学ビジネススクールアドバイザー KTデジタル株式会社代表取締役 株式会社サイバーエージェント社外取締役 |
| 取 締 役 | 三 宅 峰 三 郎 | 株式会社中島董商店取締役会長 富士製薬工業株式会社社外取締役 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社オートバックスセブン社外取締役 (監査等委員) 内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査 |
| 取 締 役 | 蟹 瀬 令 子 | 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社代表取締役 東急株式会社社外取締役 株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役 |
| 取 締 役 | 佐 藤 光 紀 | 株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役グループ社長執行役員 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 納 塚 善 宏 | 株式会社あきんどスシロー監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 市 毛 由 美 子 | のぞみ総合法律事務所パートナー アスフル株式会社社外取締役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 平 真 美 | 税理士法人早川・平会計パートナー 井関農機株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役木下嘉人、新居耕平及び堀江陽は、2020年12月24日開催の当社第6期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。
2. 取締役豊崎賢一は、2020年12月24日開催の当社第6期定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任しております。
3. 取締役水留浩一氏は、2020年12月14日付で寿司郎（中国）投資有限公司董事に、2021年2月7日付で広州寿司郎餐飲有限公司董事に、2021年4月1日付で株式会社京樽代表取締役会長に就任しております。
4. 取締役近藤章氏は、2021年9月28日付でPower One株式会社監査役を辞任により退任しております。また、2021年10月1日付でIAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー及びアルゴ・ホールディングス株式会社Executive Advisorに就任しております。
5. 取締役高岡浩三氏は、2020年12月11日付で株式会社サイバーエージェント社外取締役に就任しております。
6. 取締役蟹瀬令子氏は、2021年6月28日付で株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役に就任しております。
7. 取締役近藤章氏、高岡浩三氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏、市毛由美子氏及び平真美氏は、社外取締役であります。
8. 監査等委員である取締役納塚善宏氏は、事業会社において長年にわたる経理及び財務に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査等委員である取締役平真美氏は、公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社は、取締役近藤章氏、三宅峰三郎氏、蟹瀬令子氏及び佐藤光紀氏並びに監査等委員である取締役納塚善宏氏、市毛由美子氏及び平真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、これを強化するため、監査等委員会の決議により、納塚善宏氏を常勤である監査等委員として選定しております。
12. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年9月30日現在の取締役兼務を除く執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|-------------|---------|--|
| 常 務 執 行 役 員 | 新 居 耕 平 | 仕入・商品開発・調達上流戦略管掌 |
| 常 務 執 行 役 員 | 堀 江 陽 | 国内スシロー事業管掌・株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 木 下 嘉 人 | 国内新業態管掌・株式会社FOOD & LIFE INNOVATIONS代表取締役社長 |
| 上 席 執 行 役 員 | 小 河 博 嗣 | 経営企画・財務経理・IT企画管掌 |

| 地 | 位 | 氏 | 名 | 担 | 当 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 上 | 席 | 執 | 行 | 役 | 員 | 加 | 藤 | 広 | 慎 | 海外事業管掌 |
| 上 | 席 | 執 | 行 | 役 | 員 | 山 | 邊 | 圭 | 介 | 株式会社京樽管掌・株式会社京樽代表取締役副社長 |
| 執 | 行 | 役 | 員 | | | 永 | 井 | 敏 | 行 | 店舗開発・店舗設計管掌 |
| 執 | 行 | 役 | 員 | | | 福 | 山 | 知 | 子 | コミュニケーション企画推進・コーポレートコミュニケーション・総務・秘書・SDGs管掌 |
| 執 | 行 | 役 | 員 | | | 原 | | 由 | 也 | 人事・D&I管掌 |
| 執 | 行 | 役 | 員 | | | 田 | 中 | 洋 | 祐 | 経営企画担当兼経営企画部長 |
| 執 | 行 | 役 | 員 | | | 大 | 森 | | 尚 | 財務経理担当兼財務部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社（及び子会社）に属する、役員（社外取締役含む。）、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。当該保険料は全額当社が負担しております。なお、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

| 区 分 | 対象となる 役員の員数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|--------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|
| | | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 9名 (5名) | 271百万円 (41百万円) | 126百万円 (41百万円) | 78百万円 | 67百万円 |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 4名 (3名) | 31百万円 (29百万円) | 31百万円 (29百万円) | — | — |
| 合 計 (うち社外取締役) | 13名 (8名) | 302百万円 (69百万円) | 157百万円 (69百万円) | 78百万円 | 67百万円 |

- (注) 1. 上表には、2020年12月24日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)3名及び監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額(会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。)をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指数は、業績予想における連結売上収益成長率及び親会社の所有者に帰属する当期利益達成度であり、当事業年度における実績は、当期連結売上収益240,804百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益13,185百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役(監査等委員である取締役を除く。また、社外取締役を除く。以下同じ。)が果たすべき事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるのに適切と考えたためであります。当社の業績連動報酬等は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の貢献度等も踏まえた総合考慮のうえで算定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の新株予約権及び社宅賃料であります。新株予約権割当ての際の条件等は下記9.(4)のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2.会社の現況(2)新株予約権等の状況②当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。また、事務所等への通勤のため自宅とは離れた場所に住まざるを得ない場合に限り、社宅を無償で提供しており、この賃料分を金銭に非ざる報酬額としております。
5. 2019年12月19日開催の当社第5期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額400百万円以内(うち、社外取締役は年額50百万円以内)とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名(うち社外取締役は3名)です。
6. 2015年12月16日開催の当社第1期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年

額100百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

7. 2016年12月15日開催の当社第2期定時株主総会において、上記5. とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して無償で提供する社宅の賃料相当額として月額1百万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は0名）です。
8. 2017年12月21日開催の当社第3期定時株主総会において、上記5. とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200百万円以内の範囲で発行することにつきご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。
9. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

(2)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

(3)業績連動報酬等に関する決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役（社外取締役を除く）に対し、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に設定した目標（業績予想における連結売上収益成長率、親会社の所有者に帰属する当期利益の達成度で構成）を達成した場合に支給される額を基本報酬の50%として、最高業績時に支給される最高支給額を200%、最低業績を下回った場合の支給額を0%とすることにより算出される0%～200%の範囲で、外部環境や市場動向等を勘案し、業績確定後の一定の時期に一括して支払うことを基本とします。

(4)非金銭報酬等に関する決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

①株主と一層の価値意識を共有するとともに企業価値向上に対するインセンティブを高めること

を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、2017年12月21日開催の当社第3期定時株主総会でご承認いただいた年額200百万円以内の範囲内で割り当てることとします。なお、支給時期、配分等については、適宜取締役会にて決定することとします。

②取締役（社外取締役を除く）に対し、事務所等への通勤のため自宅とは離れた場所に住まざるを得ない場合に限り、社宅を無償で提供するものとします。

(5)報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、業績指標100%達成時において、おおよその目安として基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝2：1：3とします。

(6)個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が任意の諮問機関である指名報酬委員会の審議、答申を受けたくうえで決定します。指名報酬委員会は、取締役会決議により選定された委員により構成するものとし、その過半数を独立社外取締役とします。

10. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、所定の手続きを経て、任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重して決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 の 状 況 及 び 兼 職 先 と の 関 係 等 |
|-------|-------|---|
| 取 締 役 | 近 藤 章 | 株式会社Right Now取締役、株式会社Glocalist社外取締役（監査等委員）、株式会社ポナックExecutive Advisor、IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー及びアルゴ・ホールディングス株式会社Executive Advisorであります。各兼職先と当社間に特別な関係はありません。 |

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 の 状 況 及 び 兼 職 先 と の 関 係 等 |
|------------------|-----------|--|
| 取 締 役 | 高 岡 浩 三 | ケイアンドカンパニー株式会社代表取締役、早稲田大学ビジネススクールアドバイザーボード、KTデジタル株式会社代表取締役及び株式会社サイバーエージェント社外取締役であります。当社はKTデジタル株式会社との間でアドバイザー契約を締結しております。その他の各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 三 宅 峰 三 郎 | 株式会社中島董商店取締役会長、富士製菓工業株式会社社外取締役、亀田製菓株式会社社外取締役、株式会社オートバックスセブン社外取締役（監査等委員）及び内閣府休眠預金等活用審議会専門委員主査であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 蟹 瀬 令 子 | 株式会社ケイ・アソシエイツ代表取締役、レナ・ジャパン・インスティテュート株式会社代表取締役、東急株式会社社外取締役及び株式会社キタムラ・ホールディングス社外取締役であります。当社の子会社である株式会社あきんどスシロー及び株式会社京樽は、東急株式会社との間に店舗の賃貸借に関する取引がありますが、直前事業年度における東急グループの売上高及び当社グループの売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であり、蟹瀬氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。他の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 佐 藤 光 紀 | 株式会社セプテーニ・ホールディングス代表取締役グループ社長執行役員であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 （監査等委員） | 納 塚 善 宏 | 当社子会社である株式会社あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。 |
| 取 締 役 （監査等委員） | 市 毛 由 美 子 | のぞみ総合法律事務所パートナー及びアスクール株式会社社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 （監査等委員） | 平 真 美 | 税理士法人早川・平会計パートナー、井関農機株式会社社外監査役及びスズデン株式会社社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。 |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|-----------|---|
| 取 締 役 | 近 藤 章 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、グローバル経営に関し、専門的な立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 高 岡 浩 三 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、DXに関し、専門的な立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 三 宅 峰 三 郎 | 2020年12月24日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、リスクマネジメントに関し、専門的な立場から監査、監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 蟹 瀬 令 子 | 2020年12月24日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、マーケティングに関し、専門的な立場から監査、監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | 佐 藤 光 紀 | 2020年12月24日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、IT活用に関し、専門的な立場から監査、監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。 |

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|-----------|--|
| 取 締 役 (監査等委員) | 納 塚 善 宏 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査等委員会17回の全てに出席しました。事業会社における長年にわたる経理・財務及びコンプライアンスに関する豊富な知識と見識を活かした、当社のコーポレートガバナンスに資するための発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的な立場から、当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 市 毛 由 美 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査等委員会17回の全てに出席しました。弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。特に、経営における法的リスクやコンプライアンスに関し、専門的な立場から、当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 平 真 美 | 2020年12月24日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席しました。公認会計士及び税理士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的な立場から当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 45百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 86百万円 |

- (注) 1. 当社及び会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じたときは、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、

恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針とし、配当については、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、業績に連動した年1回の剰余金配当を実施する方針です。

内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

連結財政状態計算書

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 資 産 | | 負 債 及 び 資 本 債 | |
| 流 動 資 産 | 48,841 | 流 動 負 債 | 59,860 |
| 現金及び現金同等物 | 29,367 | 営業債務及びその他の債務 | 26,676 |
| 営業債権及びその他の債権 | 15,004 | 借 入 金 | 4,009 |
| 棚 卸 資 産 | 2,146 | 未 払 法 人 所 得 税 | 6,831 |
| その他の金融資産 | 442 | リ ー ス 負 債 | 13,115 |
| その他の流動資産 | 1,883 | その他の金融負債 | 1,419 |
| 非 流 動 資 産 | 247,159 | 引 当 金 | 3,377 |
| 有形固定資産 | 146,554 | その他の流動負債 | 4,432 |
| の れ ん | 30,541 | 非 流 動 負 債 | 172,568 |
| 無 形 資 産 | 54,634 | 営業債務及びその他の債務 | 46 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 1,855 | 社 債 及 び 借 入 金 | 58,896 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 12,182 | リ ー ス 負 債 | 96,094 |
| その他の金融資産 | 487 | その他の金融負債 | 86 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 411 | 引 当 金 | 3,233 |
| その他の非流動資産 | 496 | 繰 延 税 金 負 債 | 14,175 |
| 資 産 合 計 | 296,001 | その他の非流動負債 | 38 |
| | | 負 債 合 計 | 232,428 |
| | | 資 本 | |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 63,569 |
| | | 資 本 金 | 100 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 15,755 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 46,584 |
| | | 自 己 株 式 | △0 |
| | | その他の資本の構成要素 | 1,130 |
| | | 非 支 配 持 分 | 4 |
| | | 資 本 合 計 | 63,573 |
| | | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 296,001 |

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|----------|
| 売 上 収 益 | 240,804 |
| 売 上 原 価 | △110,577 |
| 売 上 総 利 益 | 130,227 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | △115,668 |
| そ の 他 の 収 益 | 11,119 |
| そ の 他 の 費 用 | △2,777 |
| 営 業 利 益 | 22,901 |
| 金 融 収 益 | 68 |
| 金 融 費 用 | △844 |
| 持分法による投資損益（△は損失） | △541 |
| 税 引 前 利 益 | 21,584 |
| 法 人 所 得 税 費 用 | △8,465 |
| 当 期 利 益 | 13,119 |
| 当 期 利 益 の 帰 属 : | |
| 親 会 社 の 所 有 者 | 13,185 |
| 非 支 配 持 分 | △66 |

連結持分変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |
|--------------------|-------|-----------|-----------|---------|
| 2020年10月1日残高 | 100 | 15,747 | 35,156 | △0 |
| 当期利益 | | | 13,185 | |
| その他の包括利益 | | | | |
| 当期包括利益合計 | - | - | 13,185 | - |
| 減資 | △7 | 7 | | |
| 新株予約権の行使 | 7 | 7 | | |
| 新株予約権の失効 | | | 3 | |
| 株式に基づく報酬取引配当金 | | | △1,741 | |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | | | |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | △6 | | |
| 連結範囲の変動 | | | △19 | |
| 所有者との取引額合計 | - | 8 | △1,757 | - |
| 2021年9月30日残高 | 100 | 15,755 | 46,584 | △0 |

| | その他の資本の 構成要素 | 親会社の所有者に 帰属する持分合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|--------------------|-----------------|----------------------|-------|--------|
| 2020年10月1日残高 | △95 | 50,908 | 13 | 50,920 |
| 当期利益 | | 13,185 | △66 | 13,119 |
| その他の包括利益 | 906 | 906 | - | 906 |
| 当期包括利益合計 | 906 | 14,091 | △66 | 14,025 |
| 減資 | | - | | - |
| 新株予約権の行使 | △13 | 0 | | 0 |
| 新株予約権の失効 | △3 | - | | - |
| 株式に基づく報酬取引配当金 | 336 | 336 | | 336 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | △1,741 | | △1,741 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | - | 56 | 56 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | △6 | 6 | - |
| 連結範囲の変動 | | △19 | △4 | △24 |
| 所有者との取引額合計 | 319 | △1,430 | 58 | △1,372 |
| 2021年9月30日残高 | 1,130 | 63,569 | 4 | 63,573 |

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 45,580 | 流動負債 | 25,418 |
| 現金及び預金 | 8,631 | 買掛金 | 14,442 |
| 売掛金 | 8 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 4,009 |
| 食材及び貯蔵品 | 219 | リース債務 | 2 |
| 関係会社短期貸付金 | 6,976 | 未払金 | 1,727 |
| 前払費用 | 575 | 未払費用 | 63 |
| 未収入金 | 28,834 | 未払法人税等 | 4,427 |
| その他 | 462 | 前受金 | 118 |
| 貸倒引当金 | △123 | 預り金 | 49 |
| | | 賞与引当金 | 496 |
| 固定資産 | 58,439 | 役員賞与引当金 | 78 |
| 有形固定資産 | 59 | その他 | 5 |
| 建物 | 29 | 固定負債 | 59,053 |
| 機械装置 | 0 | 長期借入金 | 28,986 |
| 車両運搬具 | 1 | 社債 | 30,000 |
| 工具器具備品 | 29 | リース債務 | 1 |
| | | 資産除去債務 | 24 |
| 無形固定資産 | 602 | その他 | 42 |
| ソフトウェア | 444 | 負債合計 | 84,471 |
| その他 | 158 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 57,777 | 株主資本 | 18,991 |
| 投資有価証券 | 233 | 資本金 | 100 |
| 関係会社株式 | 46,561 | 資本剰余金 | 11,859 |
| 関係会社長期貸付金 | 11,833 | 資本準備金 | 1,747 |
| 長期前払費用 | － | その他資本剰余金 | 10,112 |
| 繰延税金資産 | 863 | 利益剰余金 | 7,032 |
| その他 | 44 | その他利益剰余金 | 7,032 |
| 貸倒引当金 | △1,756 | 別途積立金 | 44 |
| 資産合計 | 104,019 | 繰越利益剰余金 | 6,988 |
| | | 自己株式 | △0 |
| | | 新株予約権 | 557 |
| | | 純資産合計 | 19,548 |
| | | 負債・純資産合計 | 104,019 |

損 益 計 算 書

(2020年10月 1 日から
2021年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|------|--------|
| 営 業 収 益 | | 11,130 |
| 営 業 費 用 | | 4,209 |
| 売 上 原 価 | | 7 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,202 |
| 営 業 利 益 | | 6,921 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 194 | |
| 受 取 配 当 金 | 1 | |
| そ の 他 | 43 | 238 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 139 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 760 | |
| そ の 他 | 132 | 1,031 |
| 経 常 利 益 | | 6,128 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 279 | |
| 子 会 社 清 算 損 | 88 | 367 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 5,762 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 344 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △609 | △264 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,026 |

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|------------------|--------|-------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | そ の 他 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 100 | 1,740 | 10,106 | 11,846 | - | 2,747 | 2,747 | △0 | 14,692 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 6,026 | 6,026 | | 6,026 |
| 減 資 | △7 | | 7 | 7 | | | | | - |
| 別 途 積 立 金 | | | | | 44 | △44 | - | | - |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 | 7 | 7 | | 7 | | | | | 13 |
| 配 当 金 | | | | | | △1,741 | △1,741 | | △1,741 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 7 | 7 | 13 | 44 | 4,241 | 4,285 | - | 4,298 |
| 当 期 末 残 高 | 100 | 1,747 | 10,112 | 11,859 | 44 | 6,988 | 7,032 | △0 | 18,991 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|-------------------------|-------------|----------------|-----------|-----------|
| | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 6 | 6 | 237 | 14,936 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | 6,026 |
| 減 資 | | | | — |
| 別 途 積 立 金 | | | | — |
| 新株予約権の行使 | | | | 13 |
| 配 当 金 | | | | △1,741 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △6 | △6 | 319 | 314 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △6 | △6 | 319 | 4,612 |
| 当 期 末 残 高 | — | — | 557 | 19,548 |

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社FOOD & LIFE COMPANIES

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 龍田佳典 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 中村武浩 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES（旧会社名 株式会社スシローグローバルホールディングス）の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES（旧会社名 株式会社スシローグローバルホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

株式会社FOOD & LIFE COMPANIES

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 武 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FOOD & LIFE COMPANIES（旧会社名 株式会社スシローグローバルホールディングス）の2020年10月1日から2021年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読覧し、会社の内部統制部門と連携し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、重要な会議への出席とともに、子会社の取締役、監査役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るほか、重要な子会社に赴いて業務の執行状況、財産の管理状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

株式会社FOOD & LIFE COMPANIES

監査等委員会

常勤監査等委員 納 塚 善 宏

監 査 等 委 員 市 毛 由 美 子

監 査 等 委 員 平 真 美

(注) 常勤監査等委員納塚善宏、監査等委員市毛由美子及び監査等委員平真美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

株主総会 会場：大阪国際会議場（グランキューブ大阪） 12階特別会議場
大阪市北区中之島五丁目3番51号
<https://www.gco.co.jp/>



交通

- 京阪中之島線
中之島（大阪国際会議場）駅
（②番出口）すぐ
- JR東西線
新福島駅（②番出口）から
徒歩約12分
- JR大阪環状線
福島駅から徒歩約15分
- 阪神本線
福島駅（③番出口）から
徒歩約12分

※当社専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。